

1 改訂の基本的な考え方

- ・感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。

2 目標の改善

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

(2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

(3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

3 内容構成の改善

従前、「A表現」、「B鑑賞」において一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。

Point 音楽活動を通して、「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」を一体的に身に付けられるようにしていくことが大切であり、必ずしも、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」を別々に育成したり、「知識及び技能」を習得させてから「思考力、判断力、表現力等」を育成するといった一定の順序性をもって指導したりするものではないことに留意する必要がある。

Point 【共通事項】に示す資質・能力と併せて、アに示す「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イに示す「知識」に関する資質・能力、ウに示す「技能」に関する資質・能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

Point 歌唱のイとウ、器楽のイとウ、創作のイ、鑑賞のアとイでは、それぞれの育成を目指す資質・能力に対して複数の事項(ア)(イ)(ウ)を示している。例えば、歌唱の学習では、ア、イの(ア)(イ)のいずれか又は両方、ウの(ア)(イ)のいずれか又は両方の各事項を組み合わせた題材を設定して行うこととなる。器楽、創作、鑑賞の学習においても同様に、各事項を組み合わせた題材を設定して行うこととなる。

Point 指導計画の作成に当たっては、歌唱、器楽、創作、鑑賞について、それぞれ特定の活動に偏ることのないように配慮すること、また、必要に応じて、【共通事項】を要として、歌唱、器楽、創作、鑑賞の各学習の関連を図るよう配慮すること。

4 学習内容の改善・充実

(1) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

- ・「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。
- ・「A表現」の「技能」に関する指導内容について、例えば、歌唱分野における「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能」を身に付けることなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。そのことによって、音楽科における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

Point 音楽科における「知識」の習得に関する指導に当たっては、音楽を形づくっている要素などの働きについて実感を伴いながら理解し、表現や鑑賞などに生かすことができるようにすることと、音楽に関する歴史や文化的意義を、表現や鑑賞の活動を通して、自己との関わりの中で理解できるようにすることが重要である。また「知識」は、学習の過程において生徒個々の感じ方や考え方等に応じ、既習の知識と新たに習得した知識等とが結びつくことによって再構築されていくものであり、「知識」の習得は、単に新たな事柄を知ることのみに留まるものではない。

(2) 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

(3) 【共通事項】の指導内容の改善

従前の【共通事項】の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

Point 【共通事項】の学習では、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚すること、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を受容すること、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること、音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること、これらが相互に関連し合うことが大切である。なお、【共通事項】は、歌唱、器楽、創作、鑑賞の学習を支えるものとして位置付けられる。

(4) 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること」を、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

(5) 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示した。

(6) 我が国や郷土の伝統音楽に関する指導の充実

歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。